

地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が発注する契約（以下「法人発注案件」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札への参加停止等の措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 入札参加資格者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項に規定する入札の参加資格者を有する者をいう。
- 二 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上）、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。
- 三 使用人 入札参加資格者の一般従業員で、(2)以外の者をいう。
- 四 共同企業体 複数企業が共同で契約を履行ための組織をいう。

2 前項第二号から第三号までの地位は、措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

(入札参加停止)

第3条 理事長は、入札参加資格者、役員等又は使用人、下請負人又は入札参加資格者を構成員に含む共同企業体の行為が別表第1各号に掲げる措置要件に該当した場合は、別表第1各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について、入札参加停止の措置を行う。

2 理事長は、前項の規定に基づき使用人の行為を理由として入札参加停止の措置を行った場合、当該使用人が役員等となっている他の入札参加資格者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。

3 法人が役員等又は使用人を別表第1各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発したときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、書類送検し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、当該入札参加資格者について入札参加停止の措置を行う。ただし当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各号に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該措置の原因である事案について責めを負うべき下請負人(有資格業者)が明らかになった場合は、当該下請負人に対し、同条の規定に基づき定めた入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行う。

2 理事長は、共同企業体が別表第1各号に該当する行為を行った場合は、当該共同企業体の構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。)に対し、当該共同企業体の行為に該当する別表第1各号の措置期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行う。

3 理事長は、前条又は前2項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該構成員に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行う。

(埼玉県の入札参加停止措置等の適用)

第5条 法人は、入札参加資格者が埼玉県から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けた場合、当該措置を法人にも適用する。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が一つの事案により別表第1各号の措置要件に複数該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表第1に規定する期間の最も長いものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当初の2倍(当該2倍の期間が36月を超える場合は36月)の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たない場合は、1.5倍の期間とする。

一 別表第1第7号から第9号までの措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、別表第1第7号から第9号のいずれかに該当することとなった場合

二 前号に掲げる場合のほか、別表第1各号の措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後2年を経過するまでの間に、別表第1各号のいずれかに該当することとなった場合

三 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱の規定に基づく入札参加除外期間に、別表第1各号のいずれかに該当することとなった場合

3 理事長は、入札参加停止の措置に関して、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表第1各号に規定する期間を2分の1又は2倍にすることで入札参加停止期間を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定に基づき入札参加停止期間を減じた入札参加資格者について、当該期間満了後に極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、前項の規定を準用した入札参加停止の期間から、当初の入札参加停止の期間を差し引いた期間を入札参加停止の期間とすることができる。

5 理事長は、入札参加停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該入札参加資格者について入札参加停止の措置を解除する。

(入札参加停止の通知)

第7条 理事長は、入札参加停止の措置(様式第1号)、期間の変更(控除、追加、短縮を含む)(様式第2号)、解除(様式第3号)を行った場合は当該入札参加資格者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、別表第1第11号のほか理事長が通知する必要がないと認める場合は、通知を省略することができる。

2 理事長は、法人発注案件に関する入札参加停止の通知をする場合で、必要があると認める場合は、当該入札参加資格者に対し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消)

第8条 発注機関の長は、入札参加停止の措置を受けた入札参加資格者を指名競争入札において、現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

第9条 発注機関の長は、入札参加停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第10条 発注機関の長は、契約について、入札参加停止期間中の入札参加資格者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(警告)

第11条 理事長は、別表第2各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加資格者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(報告)

第12条 理事長は、第3条第2項の措置を行おうとする場合で必要があると認める場合は、同条第1項の規定に基づく措置の対象となる入札参加資格者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させることができる。

(入札参加停止の公表)

第13条 理事長は、第3条又は第4条の規定により入札参加停止の措置を行った場合は、当該入札参加資格者名等について公表する。また、第6条第5項の規定により入札参加停止の措置を解除した場合は、速やかに公表を取りやめる。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	措置要件	期間
虚偽記載	<p>1 法人発注案件に係る入札・契約において、次の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(1) 入札参加資格等確認申請書およびその添付書類</p> <p>(2) 入札参加資格審査申請書およびその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他提出書類</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月</p>
入札等	<p>2 法人発注案件の入札等の事務の執行にあたり、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札関係規程に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p>
契約不履行等	<p>3 法人発注案件の履行にあたり、次のいずれかに該当し、契約の相手方として不適格であると認められる場合</p> <p>(1) 契約の履行延滞により延滞料の請求がなされた場合</p> <p>ア 延滞日数が30日以内のとき</p> <p>イ 延滞日数が30日を超えるとき</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 過失により建設工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(4) 契約に違反した場合</p> <p>(5) 法人職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行い、円滑な業務執行を妨げた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>2月</p>

他の業者の 妨害	4 法人発注案件に関し、他の者が行うとする資格審査への応募、契約の締結、契約の履行を妨げた場合	当該認定をした日から 1年
安全管理措置	5 法人発注案件の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合 (1) 死亡事故の場合 (2) (1)以外の場合	当該認定をした日から 3月 2月
贈賄	7 役員等又は使用人が法人職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	当該認定をした日から 6月
独禁法違反	8 役員等又は使用人が、法人発注案件に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、以下のいずれかに該当した場合 (1) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発、有資格業者の使用人等の逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 (2) 公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表された場合	当該認定をした日から 12月 (2)のうち排除措置されていない場合及び刑事告訴されていない場合は、措置を2分の1とする。
談合等	9 役員等又は使用人が法人発注案件に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	当該認定をした日から 12月

別表第2（第12条関係）

警告要件
1 役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、法人の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行った場合
2 法人契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不相当であると認められる場合
3 別表第1の第1号から第12号までの措置要件に該当するが、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認められる場合